

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	37,300千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	481,622千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	153,721	72,546	35,709	0	11,905	33,561
	老人福祉事業	16,912	0	40	896	1,310	14,666
	母子福祉事業	12,428	4,967	1,236	0	963	5,262
	福祉医療事業	19,563	0	6,955	0	1,515	11,093
	児童福祉事業	25,635	17,774	3,927	0	1,985	1,949
	生活保護事業	81,167	60,740	0	180	6,286	13,961
	小計	309,426	156,027	47,867	1,076	23,964	80,492
社会保険	国民健康保険事業	31,543	4,048	13,378	0	2,443	11,674
	介護保険事業	108,349	5,943	2,971	0	8,391	91,044
	小計	139,892	9,991	16,349	0	10,834	102,718
保健衛生	予防事業	18,293	9,663	0	37	1,417	7,176
	保健事業	10,856	0	41	436	841	9,538
	母子保健事業	3,155	108	54	20	244	2,729
	小計	32,304	9,771	95	493	2,502	19,443
合計	481,622	175,789	64,311	1,569	37,300	202,653	